

(2) バスの走行時における安全運行の徹底について

(配信日：R1.6.7)

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

バス事業者様におかれましては、今後同様の事案が発生することのないよう、次の事項について周知徹底をよろしくお願いいたします。

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。

なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあつては、運転者に対し当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。

2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検確認すること。

(3) 貸切バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の取組の徹底について

(配信日：R1.5.31)

4月21日(日)、神戸市JR三宮駅前において発生した死傷事故を踏まえ、「乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について」(平成31年4月24日付け国自安第7号)により、事業用自動車の安全確保に万全を期すよう周知徹底を図ったところですが、その後も、5月24日(金)、滋賀県草津市の名神高速道路上り線の草津ジャンクション付近において、貸切バスが乗用車に衝突し、他の2台の乗用車を巻き込み、乗用車に乗っていた方のうち1名が亡くなり、3名が重傷、11名が軽傷を負われたほか、貸切バスの乗客2名が軽傷を負う痛ましい多重事故などが発生しております。

今回の名神高速道路草津ジャンクション付近の事故の原因については現在調査中ですが、本件は、運転者の前方不注意によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

このため、事業用自動車の安全確保に万全を期すために、自動車運送事業者様におかれましては、次の事項について改めて周知徹底をお願い致します。

運行管理者に対して以下のことを改めて徹底するとともに、その実施状況について乗務記録を確認すること等により、安全に運行をすることができないおそれが

ある状況での運行を行わないこと。

(1) 運転者が過労運転とならないように、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年12月3日国土交通省告示第1675号)その他の関係法令に基づいて作成した乗務割に従って運転者を事業用自動車に乗務させるとともに、運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運転をすることができないおそれのある運転者を乗務させないこと。

(2) 運転者に対する指導、点呼等において、

①運行に際して注意を要する箇所を伝えた上で、運行している道路の状況に対する注意を徹底すること。

②道路の状況を踏まえた安全速度での運転等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。

③運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとることを徹底すること。また、疲労や眠気により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、申し出るよう徹底すること。

(4)トラックドライバー長時間労働の是正・コンプライアンスの確保を図るため、荷役作業・附帯業務は、記録の義務付けを開始します。～中型トラック以上に記録が義務付けている記載対象の拡大～

(配信日：R1.5.31)

本年6月15日より、トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積重量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で荷役作業又は附帯業務を実施した場合についても乗務記録の記載対象として追加します。これにより、トラック事業者と荷主の協力によるドライバーの長時間労働の是正等への取組みを促進します。

1. 背景

トラック運送業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

今般、こうした状況を踏まえ、拘束時間に関する基準の遵守など安全面、労務面でのコンプライアンスの確保や、取引環境の適正化に資するよう、荷役作業等に関する実態を把握し、そのデータを元にトラック事業者と荷主の協力による改善への取組みを促進すること等を目的として、貨物自動車運送事業輸送安全規則

(平成2年7月30日運輸省令第21号)を改正し、既に乗務記録への記載対象であった荷待ち時間等に加え、荷役作業等を記載対象とします。

2. 乗務記録への記録対象として追加する内容

(1) 対象車両

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合

(2) 対象作業

[1] 荷役作業（例）積み込み、取卸し

[2] 附帯業務（例）荷造り、仕分、横持ち・縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業

※ 契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記録は不要です。

3. 今後のスケジュール

施行日：令和元年6月15日（土）（令和元年5月10日（金）に公布済み）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000184.html

(5) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について (配信日：R1.5.24)

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に以下の事項について適切に実施していただくようお願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

(1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。

(2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を

